

「秋田県港湾脱炭素化推進協議会」設置要綱

（設置）

第1条 港湾法第50条の3第1項の規定に基づき、秋田県港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、秋田県内の重要港湾である秋田港、船川港及び能代港並びにそれらの周辺地域における脱炭素化の推進に向けた取り組みなどの検討、協議を行う。また、第4条の規定に基づく各港部会の検討状況を共有するとともに、県全体を俯瞰し、各港連携も視野に入れた検討を行う。

（協議会）

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員等によって構成するものとする。

2 協議会の開催にあたり、事務局が構成員等を招集する。

3 事務局が必要と認めた場合、構成員等を追加できるとともに、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。

（部会）

第4条 秋田港、船川港及び能代港において、それぞれの特性を踏まえた検討、協議を行うため、各港に部会を置く。

2 部会は、各港関係者により構成し、事務局が部会員等を招集する。

3 事務局が必要と認めた場合、部会員等を追加できるとともに、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

（座長）

第5条 協議会及び部会にそれぞれ座長を置く。

2 協議会の座長は事務局が推薦し、協議会の構成員等の互選により定める。

3 部会の座長は事務局が推薦し、部会の部会員等の互選により定める。

4 座長は、会務を統括する。

5 座長がやむを得ずその職務を遂行出来ない場合は、座長が指名する者が職務を代行する。

（情報公開）

第6条 協議会及び部会は、自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。

2 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

3 議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

（秘密保持）

第7条 協議会及び部会に出席する者は、協議会及び部会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配付資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第8条 協議会及び部会の事務を処理するため、秋田県建設部港湾空港課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会又は部会の運営に関し必要な事項は、事務局がそれぞれの座長に諮り、別に定める。

(附則)

この設置要綱は、令和4年10月19日から施行する。

令和5年5月23日一部改正

秋田県 **港湾脱炭素化推進** 協議会構成員等名簿

(構成員)

組織名
秋印株式会社
秋田海陸株式会社
秋田石油備蓄株式会社 男鹿事業所
秋田製錬株式会社
秋田プライウッド株式会社
秋田能代・三種・男鹿オフショアウィンド合同会社
秋田由利本荘オフショアウィンド合同会社
秋田洋上風力発電株式会社
岩谷産業株式会社 秋田支店
株式会社ウエンティ・ジャパン
E N E O S 株式会社
新秋木工業株式会社
新日本海フェリー株式会社 秋田支店
石油資源開発株式会社
東部ガス株式会社 秋田支社
東北電力株式会社
日本製紙株式会社 秋田工場
日本通運株式会社
日本郵船株式会社 秋田支店
能代 F R C 有限責任事業組合リサイクルセンター
株式会社能代港リサイクルセンター
能代運輸株式会社
三国商事株式会社
みずほ銀行

(団体)

秋田県商工会連合会
秋田県倉庫協会
秋田商工会議所
秋田港振興会
男鹿市商工会
船川港港湾振興会
能代商工会議所
能代港湾振興会
公益社団法人秋田県トラック協会

(有識者)

秋田大学理工学部システムデザイン工学科

(オブザーバー)

国土交通省東北地方整備局 秋田港湾事務所
国土交通省東北運輸局 秋田運輸支局
秋田県 生活環境部
秋田県 産業労働部
秋田市 環境部
男鹿市 観光文化スポーツ部
能代市 環境産業部

(事務局)

秋田県 建設部
